

平成26年度版

# 外国人 技能実習生等の 適正な受け入れを



外国人技能実習制度は、我が国で開発され培われた技術等の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設されたものです。

現在岐阜県内の企業には、外国人技能実習生が愛知県に次ぎ全国で2番目に多く受け入れが行われており、これらの技能実習生に対しては、労働基準法等の関係法令が適用されますが、受け入れる事業場の中には、1か月100時間を超える長時間残業を行わせたり、法定の割増賃金を支払っていない等の不適切な労務管理等が行われているケースが数多く認められ、労働基準監督署が実施している監督指導結果においても、8割以上の事業場に法違反が認められる状況です。

平成22年7月から改正「出入国管理及び難民認定法」等が施行され、技能実習生に対しては講習期間経過後に直ちに労働関係法令が適用されることになり、監理団体には指導・監督・支援体制の強化等が義務付けられました。

**監理団体**においては、その受け入れが適正な労務管理の下に行われるよう強く指導していただくとともに、**技能実習生等を受け入れる事業場**におかれましては、労働関係法令を遵守いただき、外国人技能実習制度の適正な運営を図っていただくようお願いいたします。

都道府県別技術実習移行申請者数



【外国人雇用状況の届出状況状況 (平成24年10月末現在)】

# I 平成25年度における監督指導結果について

## 1 平成25年度(4月～11月) 監督指導結果

岐阜県下の7労働基準監督署で技能実習生を雇用する事業場(実習実施機関)に対し監督指導した結果は以下のとおりです。

ア 監督指導を実施した受入事業場69件のうち59件において労働基準関係法令の違反が認められ、違反率は85.5%と過去最高となっています。

イ 法違反の状況としては、労働時間(35件、50.7%)が最も多く、労働安全衛生に係る基準(29件、42.0%)、法定の割増賃金の不払(26件、違反率37.7%)の順で多くなっています。

### 参考:主な法違反の内容

法違反の項目・条文	法違反の内容
賃金不払・不適正な賃金控除 (労基法第24条)	労働契約で定めた賃金を支払わなかったり、労働者代表との賃金控除に関する労使協定を締結することなく賃金から経費等を控除したり、実態のない経費等を控除したものの。
労働時間 (労基法第32条)	1日8時間・週40時間以上の時間外労働を行わせる場合には、あらかじめ労働者代表と「時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定)」を締結した上、労働基準監督署長に届け出る必要があるが、①36協定を届け出ることなく時間外労働を行わせたり、②36協定で定めた延長時間を超える時間外労働を行わせたもの。
法定割増賃金の不払 (労基法第37条)	時間外、休日、深夜労働を行わせた場合には、基本給等から算定した時間単価に25%～35%以上の割増賃金を支払う必要があるが、法定額以上の金額を支払っていないもの。
最低賃金未満の賃金の支払 (最賃法第4条)	岐阜県最低賃金を下回る賃金を支払っていたもの。 ※ 岐阜県最低賃金(時間額)724円(25.10.19～)、713円(24.10.1～)
労働安全衛生基準 (労働安全衛生法)	労働安全衛生法で定められた安全衛生管理体制の未整備、安全衛生教育・健康診断の未実施、法で定められた安全・衛生基準を満たしていない機械・設備等を使用していたり、作業方法を遵守していなかったもの。

## 2 監督指導時における受入事業場の隠蔽行為

監督指導を実施した2割以上の受入事業場において、事業主からの虚偽説明・説明拒否(23.9%)、帳簿等の改ざん・提出拒否(25.8%)等の隠蔽行為が認められました。

下記事例は、労働基準監督官による内定調査、技能実習生等からの事情聴取、人事労務関係資料等から時間をかけて矛盾点を事業主に追及し、最終的には法違反及び隠蔽の事実を認めさせ、是正勧告書が交付され、法定額との差額の支払いが指導されました。

### 隠蔽の事例

1

技能実習生の基本給を6万5,000円～7万5,000円、時間外手当を1時間450円で計算した上、実際には生活費として1か月に約1万円しか支払わず、残りの賃金を会社が管理する技能実習生名義の銀行口座に強制預金していた事例。会社はこの事実を隠蔽するため、法定額の割増賃金を支払っているかのように、出勤簿、賃金台帳、賃金明細書等の労務関係書類を改ざん。事業主は労働基準監督官の監督指導時にも虚偽の説明をした。また、技能実習生に対しては労働時間の記録を破棄するよう指示した上、逃亡防止のため、預金通帳、パスポート、在留カード等を会社が保管していた。

2

技能実習生から基本給が6万円～7万8,000円、時間外手当が1時間250円～350円しか支払われていないとの申告を受けて監督指導を実施した事例。  
会社は、出勤簿、賃金台帳等の労務関係書類を改ざんし、時間外労働がないように装った上、賃金を現金手渡しで支払い、証拠が残らないようにしていた。  
また、外部の人間と接触させないようにするため、技能実習生に対し、自転車、携帯電話、テレビ等の使用を禁じていた。

平成23年度と平成24年度には各1件、平成25年には3件の受入事業場（いずれも縫製業）を技能実習生に係る労働基準法・最低賃金法違反の疑いで岐阜地方検察庁に送致しています。主な送致事例は以下のとおりです。

## 1 定期賃金が最低賃金未滿、時間外手当が法定額未滿で 監理団体の長も共犯で送致した事例（平成25年）

### 送検法条項

- ・最低賃金法第4条違反（最低賃金の効力）
- ・労働基準法第32条違反（労働時間）
- ・労働基準法第37条違反（時間外・休日及び深夜の割増賃金）

### 事件概要

被疑者（個人事業）は、縫製業を営んでいるが、技能実習生6名に対し、

- ① 平成22年11月の賃金について、当時の岐阜県最低賃金（時間額706円）以上の金額を支払っていなかった
- ② 平成22年11月から同月30日までの間、法定の除外事由がないにもかかわらず、法定労働時間を超えて労働させ、かつ、休日労働を行わせていた
- ③ 平成22年11月から同月30日までの間の時間外及び休日労働に対し、1時間当たり420円の賃金しか支払っておらず、法定の割増率（時間外労働に対し2割5分増、休日労働に対し3割5分増）以上の率で計算した割増賃金を支払っていなかったものである。本件は、監理団体の長についても共犯で送致した。

## 2 長時間労働を行わせた上、 時間外手当が法定額未滿であった事例（平成25年）

### 送検法条項

- ・労働基準法第32条違反（労働時間）
- ・労働基準法第35条違反（休日労働）
- ・労働基準法第37条違反（時間外・休日及び深夜の割増賃金）

### 事件概要

被疑者（個人事業主）は、縫製業を営んでいるが、技能実習生3名に対し、

- ① 時間外労働に関する労使協定がないにもかかわらず、平成25年1月から同年8月までの約7か月間に、法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超えて、1日最長5時間、1週最長13時間の時間外労働を行わせていた
- ② 休日労働に関する労使協定がないにもかかわらず、平成25年1月から同年8月までの約7か月間に、20日間の休日労働を行わせていた
- ③ 平成25年1月から同年8月までの約7か月間に行わせていた時間外・休日労働に対し、法定の割増率（時間外労働に対し2割5分、休日労働に対し3割5分）以上の率で計算した割増賃金（不足額は総額で約218万円）を支払っていなかったものである。

## 警告 一守らなければレッドカードですー

岐阜労働局では、引き続き受入事業場に対する監督指導を行い、労働基準関係法令違反が認められた受入事業場のうち重大・悪質な事案（労働基準監督官の立入調査の際に、労働基準監督官に虚偽の陳述をしたり、虚偽の記載をした給与明細書、タイムカード等の書類を提出した事案を含む。）については、労働基準法等違反で送検することとしています。